

富山地方裁判所委員会（第5回）議事概要

1 開催日時

平成17年11月29日（火）午後2時30分～午後4時30分

2 開催場所

富山地方裁判所4階大会議室

3 出席者（五十音順，敬称略）

稲垣雅則，牛丸美奈代，加澤正樹，片山俊雄（委員長），経田博子，田中常弘，永野庄彦，橋爪健一郎，濱谷元一郎，山本正臣

4 進行次第

※開催の前に，刑事裁判（強盗致傷被告事件）の傍聴を行った。

■ 委員長あいさつ

■ 委員の紹介，委員のあいさつ

■ 議事

ア 委員長の互選確認

イ テーマ「利用しやすい裁判所を実現するために」の決定及び趣旨説明

- ・ 裁判所へのアクセスについて，利用しやすさという点からの方策
- ・ 利用しやすい施設，設備を実現するための方策
- ・ ホームページによる情報発信のあり方について

ウ 意見交換

別紙のとおり

■ 次回テーマ

「迅速な裁判を実現するために～裁判迅速化法施行をふまえて」

■ 次回期日

後日決定

(別紙)

意見交換 (□委員長, ○委員, △説明者)

△ 平成17年7月4日から9月2日までの間, 来庁者を対象に実施した, 「裁判所利用者アンケート結果」の説明

【裁判所は来庁される際のアクセスについて, 利用しやすいという点からどうしたらよいか。】

- 「検察庁」の交差点ないしは, 交差点の手前に, 裁判所の案内表示があればよいのではないか。
 - 裁判所の場所はここですという意味での, 何か目につく表示が普段からあれば, いざというときに裁判所を利用してみようという意識付けになるし, 場所も分かってもらえるのではないかと。
 - 公共機関を使って裁判所に行くには, バスを利用することになるが, バスは運行時間の間隔がまちまちであるという点で, 利用しにくい面がある。ホームページ等の案内図に交通手段としてバスの表示をするのであれば, 乗車するバスの行き先だけでなく, バス時間も表示すべきである。
 - 裁判所を訪れる人はある程度限られており, 通常, 訪れる人は, 裁判所がどこにあるかを調べてから行くものと思われる。裁判所に限っては, 商業施設等と違い, いたるところに案内板を設置するまでの必要はないのではないかと。また, 裁判員制度が始まった際には, 県内各地から多くの方に来庁していただく必要があるが, その場合には, 案内文書を送付する際に, 裁判員候補者の居住する地域毎に作成した裁判所までの案内地図を入れた文書を同封すれば事足りるのではないかと。
- △ 裁判所へのアクセス情報の提供として, ホームページに裁判所までの案内図を掲載している。
- △ 公共交通機関を利用しての来庁者の主な交通手段はバスであると考えられるが, 同バス車内のアナウンスとしては, 「検察庁前です。」とのアナウンスしかなされていなかったことから, バス会社と折衝し, 平成18年2月から, 「裁判所にご用の方は検察庁前でお降りください。」との車内アナウンスを流してもらえることになった。

【利用しやすい施設，設備を実現するための方策】

- 各部屋は入口ドアがガラス張りになっており，入りやすいと感じた。
- 裁判所にくる人の多くは，消極的な気持ちで来庁するものと思われる。来庁し最初に接するであろう受付担当者の印象は特に重要であり，来庁者の気持ちを和らげる雰囲気作りのできる者を受付担当者として育成配置することは裁判所組織にとって重要なことである。
- 相談窓口や来庁者の多い部屋は，来庁者にとって利用しやすく分かりやすい1階に配置する必要がある。
- △ 富山では来庁者が多い簡易裁判所及び家庭裁判所が1階及び2階に配置されている。
- △ 利用しやすさという点から，裁判所の玄関と各階の階段の踊り場に，部屋の名前と部屋番号を併記した案内板を設置し，併せて，各部屋の入口に番号札を設置してある。
- △ 簡易裁判所及び家庭裁判所の受付では，3名までが同時に受付相談を受けられる態勢をとっている。また，相談窓口にはパーテーションを設け，相談者同士で顔が見えないようにしている。

なお，家庭裁判所は，話の内容によっては相談室（別室）で相談を受けている。
- △ 待合室等の室内に観葉植物や絵画を設置することによって，室内が殺風景にならないようにしている。
- △ 一週間分の開廷表を案内窓口に備置きし，開廷状況が来庁者に分かりやすいようにしている。
- △ 裁判所がどの建物か分かりやすくするために，本庁の庁舎正面入口に，縦1.6メートル，横幅60センチメートルの青地に白で「裁判所」と表示した高さ3.6メートルの看板を設置した。
- △ 裁判所は駐車スペースが少ないことから，多数の来庁者が予想されるときは，富山県に依頼して，県の駐車場施設を臨時的駐車場として利用させてもらっている。
- 公判等の裁判の期日情報をホームページ上で公開してはどうか。

- ホームページに公判等の裁判の期日一覧を掲載することの是非について、各委員の意見を伺いたい。
- 特定の事件に関心のある人は、必要があれば裁判所に期日の問い合わせをしてくるであろうし、問い合わせがあった際に個別に対応することで事足りると思う。
- ホームページに掲載すると、裁判になっていること等が不特定多数の人に知れ渡ることになる。刑事被告人について言えば、二重に処罰を受けることになりはしないか。被告人が無罪であった場合や、掲載ミスが起きれば、取り返しのつかないことになりかねず、消極である。
- 事件の関係者に対しては、被害者通知制度により、希望に応じて公判期日等の情報が捜査機関から通知されている。

【ホームページによる情報発信の在り方について】

- △ 平成14年3月20日の登載以来、富山地家裁のホームページへのアクセス件数は約2万7,000件であり、一日平均のアクセス件数は約20件である。裁判所について多くの方に関心をもっていただきたく、富山地家裁独自の企画として、「裁判官リレーエッセイ」や、「いま話題の“裁判用語”」のコーナーを設け、さらには、できるだけ多くの主要判例を掲載するようにしている。
- 裁判官リレーエッセイの掲載により、普段馴染みのない裁判官の横顔が分かり、裁判官に対する親近感もわく。よい企画だと思う。
- 裁判官に限らず、裁判官以外の職員についても掲載してはどうか。
- ホームページのトップページのレイアウトを見直してはどうか。県内の地図が全面に掲示されているが、裁判所のホームページの利用者が知りたいのは、恐らくは（困った人が）どうしたらよいのかという情報であり、トップページには、利用者のニーズが高い情報を表示すべきである。県内のどこに裁判所があるかということの情報はトップページでなくてよい。
- トップページのレイアウトについて、新着情報等、ある程度裁判所として見て欲しい項目は、スクロールをしなくても目に入るようにすべきである。
- 図解を多用すると、見やすく分かりやすいものになるのではないか。また、箇条書きにしたほうが文書として分かりやすい。

- 裁判所に対しては冷静さを求めるので、多少は堅い内容のホームページでもよいのではないか。

【その他】

- ホームページを幾ら充実しても、PR効果としては低い。広報活動として効果が高いのは、経済人の会合や新聞紙面上で裁判所で問題になっていることを取り上げてもらうことであり、そういう機会を設けてもらえるよう働き掛けをしていく必要がある。
- 誰にでも分かりやすい話し方は、小学校高学年を相手に話すような話し方だと言われる。裁判所職員においても、そういうスキルを身につけるべきである。いろいろな場面で分かりやすい説明ができるようになることで、一般の方々に対する対応も柔らかいものとなり、ひいては、PRという面で、記事にも取り上げてもらいやすくなるのではないか。
- 新聞やテレビを通じて、普段から広報活動を行うことにより、何かあったときには裁判所を利用してみようという意識付けができるのではないか。
- 次回は、迅速な裁判の実現についての富山の現状について意見交換を行いたい。
- 委員会の頻度については、議事がまとまらないようであれば近いところで期日を入れる必要があるが、そうでなければ年二回程度でよい。時間は2時間くらいがよい。